

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例（案）概要

1 改正理由及び内容

特別区人事委員会からの意見等を踏まえ、幼稚園教育職員が勤務しないことが相当である場合における休暇として教育委員会が承認する休暇に不妊治療のための休暇を新たに加える。

2 施行期日

令和4年4月1日